

令和 7 年

第 1 回 庄原市議会定例会議案

参 考 資 料

(3月)

庄 原 市

令和7年第1回庄原市議会定例会議案 参考資料目次

議案第17号	庄原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第18号	庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第19号	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第20号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	9
議案第21号	庄原市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第22号	庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	13
議案第23号	庄原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第24号	庄原市公共下水道条例の一部を改正する条例	21
議案第25号	庄原都市計画事業庄原駅周辺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例	23

庄原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>第1条～第6条 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 その他の特別職の職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">職名</th> <th style="width: 15%;">支給 区分</th> <th style="width: 25%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>庄原市産業医</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">100,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">以下 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	職名	支給 区分	報酬額	略			庄原市産業医	月額	100,000 円	以下 略			<p>第1条～第6条 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 その他の特別職の職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">職名</th> <th style="width: 15%;">支給 区分</th> <th style="width: 25%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>庄原市産業医</td> <td style="text-align: center;">年額</td> <td style="text-align: right;">100,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">以下 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給 区分	報酬額	略			庄原市産業医	年額	100,000 円	以下 略		
職名	支給 区分	報酬額																							
略																									
庄原市産業医	月額	100,000 円																							
以下 略																									
職名	支給 区分	報酬額																							
略																									
庄原市産業医	年額	100,000 円																							
以下 略																									

議案第18号参考資料

庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
新旧対照表

【第1条による改正】 庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第9条 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、当該子を養育するために請求したときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に定める勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項 _____の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができる職員を除く。))が、<u>当該子を養育</u>」とあり、並びに第2項及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、<u>当該子を養育</u>」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、第1項中「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)</u>における」と、第2項中「<u>当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第10条～第15条 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他の者(第18条の2第1項において「<u>配偶者等</u>」という。))で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「<u>指定期間</u>」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。</p>	<p>第1条～第9条 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u> _____のある職員が、当該子を養育するために請求したときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に定める勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができる職員を除く。))が、<u>当該子を養育</u>」とあるのは _____ _____「第16条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、_____「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)</u>における」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、<u>当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第10条～第15条 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他の者 _____で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「<u>指定期間</u>」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>2～3 略</p> <p>第16条の2～第18条 略</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>第19条以下 略</p>	<p>2～3 略</p> <p>第16条の2～第18条 略</p> <p>第19条以下 略</p>

【第2条による改正】 庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第14条 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項)の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間</p>	<p>第1条～第14条 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間</p>

改 正 案	現 行
又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。 第16条以下 略	又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。 第16条以下 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

改 正 案	現 行
<p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第2条～第11条 略</p> <p>(庄原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 この条例による改正後の庄原市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第14項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第13条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される庄原市職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 新給与条例第4条第7項、第5条及び第8条 _____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 略</p> <p>第14条 略</p> <p>(庄原市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第15条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の庄原市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第2条～第11条 略</p> <p>(庄原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 この条例による改正後の庄原市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第14項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第13条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される庄原市職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 新給与条例第4条第7項、第5条、第8条、第9条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 略</p> <p>第14条 略</p> <p>(庄原市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第15条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の庄原市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="236 286 304 315">附 則</p> <p data-bbox="188 324 678 353"><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	

【第1条による改正】 庄原市監査委員条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。)第26条第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。)第26条第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第4条以下 略</p>

【第2条による改正】 庄原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第7条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第9条以下 略</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第9条以下 略</p>

【第3条による改正】 庄原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>第6条以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>第6条以下 略</p>

【第4条による改正】 庄原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低負担額)</p> <p>第2条 <u>法第243条の2の8第1項</u>に規定する条例で定める額（以下「最低負担額」という。）は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低負担額)</p> <p>第2条 <u>法第243条の2の7第1項</u>に規定する条例で定める額（以下「最低負担額」という。）は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第3条 略</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行する。

庄原市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案								現 行							
第1条～第10条 略								第1条～第10条 略							
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）							
（単位：千円）								（単位：千円）							
階 級	勤務年数							階 級	勤務年数						
	5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上 30年 未満	30年 以上 35年 未満	35年 以上		5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上 30年 未満	30年 以上	
団 長	239	344	459	594	779	979	<u>1,079</u>	団 長	239	344	459	594	779	979	
副 団 長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>	副 団 長	229	329	429	534	709	909	
分 団 長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>	分 団 長	219	318	413	513	659	849	
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>	副 分 団 長	214	303	388	478	624	809	
部 長 及 び 班 長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>	部 長 及 び 班 長	204	283	358	438	564	734	
団 員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>	団 員	200	264	334	409	519	689	
附 則															
（施行期日）															
1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。															
（経過措置）															
2 この条例による改正後の庄原市消防団員退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。															

庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.35</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,920円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>20,440円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,220円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,330円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.83</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>19,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,550円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>14,325円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.62</u>を乗じて算定する。</p>

改 正 案	現 行
<p>第7条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,984円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,696円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,848円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,772円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.28</u>を乗じて算定する。</p> <p>第9条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,670円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,656円</u>とする。</p> <p>第10条～第22条 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を</p>	<p>第7条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,250円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.02</u>を乗じて算定する。</p> <p>第9条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,200円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,000円</u>とする。</p> <p>第10条～第22条 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を</p>

改 正 案	現 行
<p>受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>22,344円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,308円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,154円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,731円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,389円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,388円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,694円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,041円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,169円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,960円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加</p>	<p>受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>21,280円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,370円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,685円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,028円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,770円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,450円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,675円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,140円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加</p>

改 正 案	現 行
<p>算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,960円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,220円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,110円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,665円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,992円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,848円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,924円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,886円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,835円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,828円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,384円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,088円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,044円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,066円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金</p>	<p>算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,550円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,775円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,163円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,550円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,750円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,625円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,100円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,080円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,820円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,910円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,865円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金</p>

改 正 案	現 行
<p>等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,397円</u></p>	<p>等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,220円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,540円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>770円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,155円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>700円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,050円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,334円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,040円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,132円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,000円</u></p>
<p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>
<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,788円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,980円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,768円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,960円</u></p>	<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,560円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,600円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,160円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,200円</u></p>
<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,798円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,996円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,794円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,992円</u></p>	<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,665円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,775円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,440円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,550円</u></p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>第23条の2以下 略</p>	<p>第23条の2以下 略</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の庄原市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>第3条以下 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>第3条以下 略</p>

庄原市公共下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第12条 略</p> <p>(水質適合のための除害施設の設置等)</p> <p>第13条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で広島県の条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p> <p>第14条以下 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第12条 略</p> <p>(水質適合のための除害施設の設置等)</p> <p>第13条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で広島県の条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p> <p>第14条以下 略</p>

庄原都市計画事業庄原駅周辺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案

【附則第2項による改正】 庄原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
 新旧対照表

改 正 案	現 行																														
第1条～第6条 略 別表（第3条関係） 1 略 2 附属機関の委員等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">職名</th> <th style="width: 15%;">支給 区分</th> <th style="width: 25%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">以下 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 略	職名	支給 区分	報酬額	略			_____	—	—	_____	—	—	以下 略			第1条～第6条 略 別表（第3条関係） 1 略 2 附属機関の委員等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">職名</th> <th style="width: 15%;">支給 区分</th> <th style="width: 25%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>庄原都市計画事業庄原駅周辺 土地区画整理審議会委員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">6,300円</td> </tr> <tr> <td>庄原都市計画事業庄原駅周辺 土地区画整理評価員</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;">6,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">以下 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 略	職名	支給 区分	報酬額	略			庄原都市計画事業庄原駅周辺 土地区画整理審議会委員	日額	6,300円	庄原都市計画事業庄原駅周辺 土地区画整理評価員	日額	6,300円	以下 略		
職名	支給 区分	報酬額																													
略																															
_____	—	—																													
_____	—	—																													
以下 略																															
職名	支給 区分	報酬額																													
略																															
庄原都市計画事業庄原駅周辺 土地区画整理審議会委員	日額	6,300円																													
庄原都市計画事業庄原駅周辺 土地区画整理評価員	日額	6,300円																													
以下 略																															

